

海岸保全施設整備事業 <公共>

【令和6年度予算概算決定額 4,425 (4,425) 百万円】
【令和5年度補正予算額 1,150百万円】

<対策のポイント>

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資するとともに、良好な営農条件を備えた沿岸農地の確保を図るため、海岸保全施設の整備を推進します。

<事業目標>

海岸堤防等の整備率（ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率）（53% [令和元年度] → 64% [令和7年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 直轄海岸保全施設整備事業

工事規模が著しく大きく、海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものと認められるときは、海岸管理者に代って国が当該海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行します。

2. 海岸保全施設整備連携事業（補助事業）

大規模地震や高潮のリスクが高く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に、河川事業等の他事業と連携して、津波や高潮による壊滅的な被害を回避するための対策を計画的・集中的に実施します。

3. 津波対策緊急事業（補助事業）

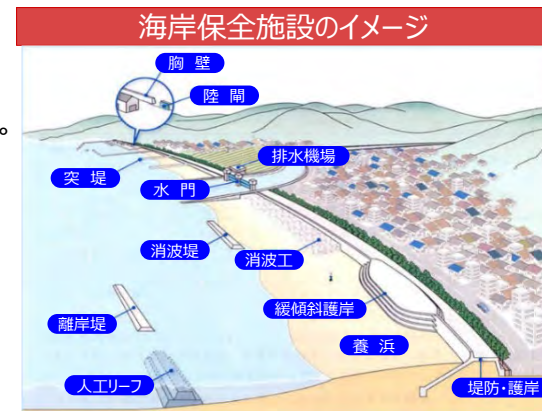
津波到達までの予想時間が短く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に、津波対策を計画的・集中的に実施します。

4. 海岸メンテナンス事業（補助事業）

予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策等を計画的・集中的に実施します。

・海岸保全施設の長寿命化計画にコスト縮減効果等を新たに位置づけるため、同計画の変更費用を支援します。（令和7年度まで）

○海抜ゼロメートル地帯における津波・高潮対策
浸水被害等のリスクの高い干拓地の農地や宅地等を防護し、農業生産活動及び地域住民の生命・財産を守るため、海岸堤防等の整備を推進しています。



被害の状況



代表的な整備



堤防工

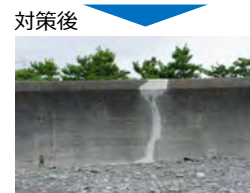


堤防高上工(計画高までの整備)



対策前

対策後



対策前

対策後

海岸堤防等の老朽化対策



排水樋門工



地盤改良工(耐震化対策)

<事業の流れ>

※下線部は拡充内容

(直轄事業)



国費率：2/3

(補助事業) 1/2等



地方公共団体

【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-6744-2199)